

○美里町暴力団排除条例 一抜粋一

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除 町内において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第32条第3項に規定する暴力排除活動を促進し、及び公共工事等における措置等を講ずることにより、暴力団により住民生活又は事業活動に生じ、又は生ずるおそれがある不当な影響を排除することをいう。
- (2) 暴力団 法第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 暴力団員

イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 法人その他の団体であつて、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちにア又はイのいずれかに該当する者があるもの

【第5～7号 略】

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 一抜粋一

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

【第1項 略】

2 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

【第3～5項 略】

6 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

【第7、8項 略】